

（仮称）三浦情報ステーション事業実施要領（20210301）

（目的）

第 1 条 この要領は、活躍の場を見いだせないリタイア後の高齢者の社会参加のきっかけとなる活躍の場を創設するとともに、地域や年代を越えた人々がふれあい交流し、新しい文化を醸成するため、参加者が地域で貢献できることを実感できる（仮称）三浦情報ステーションを形成し三浦市民交流センターの地域資源情報受発信事業を受皿とし実施するため必要な事項を定める。

（対象期間）

第 2 条 本事業の対象期間は、令和 2 年 9 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までとし、次年度以降も継続するものとする。ただし、関係機関が総意をもって中止を決定する場合はこの限りではない。

（関係機関）

第 3 条 本事業を実施するにあたり、以下の関係機関は事業の円滑な実施のため、相互に協力するものとする。

- （1）三浦市民交流センター指定管理者 （特非）YMCA コミュニティサポート
- （2）三浦市市民部市民協働課
- （3）三浦市社会福祉協議会
- （4）三浦市区長会
- （5）その他関係団体

（定義）

第 4 条 この要領における用語は、次の各号に定めるところによる。

（1）地域資源情報

自然景観や地場産の生産物、各種工芸、工業などから生産される製品類や、郷土料理などの食、土地の歴史や伝承されている郷土芸能、それらを支える地域の人々などの人文資源等を含んだ地域の PR に貢献できる事物（モノやコト）である地域資源に関する情報全般を地域資源情報という。

（2）地域資源情報受発信事業

地域資源情報を効率的かつ網羅的に収集し、あまねく地域や年代を越えて伝わるよう情報発信する事業群をいう。

（3）（仮称）三浦情報ステーション

地域資源情報受発信事業を実施する機能として三浦市民交流センター内に設置する情報拠点をいう。

(4) 地域メディア

地域に関する記事等を伝搬するための紙、インターネットを問わず情報受発信されるメディアをいい、新聞等のマスメディア、地域コミュニティペーパー、各種 SNS 等インターネットコンテンツ等様々な媒体をいう。

(5) (仮称) 地域の魅力発信記者

活躍の場を見いだせない概ね65歳以上のリタイア世代を対象とした個人やグループで(仮称)三浦情報ステーションに登録し、地域資源情報を収集、編集を行い、(仮称)三浦情報ステーションへ投稿する記者(レポーター)をいう。

(6) (仮称) みうら宣伝会議

市民交流センターが情報受発信に関する意見・アイデアを収集する場として、広く市民活動団体及び地域資源情報の発信団体・関係機関等からメンバーを募り、一元的な情報共有、取組みの連携、発信のため開催する会議体をいう。

(地域資源情報受発信事業)

第5条 地域資源情報受発信事業は、以下の事業群で構成することとし、事務局は関係機関と連携し、各事業を円滑に遂行するためマニュアルの作成等必要な環境を整える。

- (1) 地域資源情報収集事業
- (2) 地域資源情報保存記録事業
- (3) 地域資源情報発信事業
- (4) 地域資源情報活用事業
- (5) (仮称) 地域の魅力発信記者育成支援事業

(地域資源情報収集事業)

第6条 地域資源情報収集事業は、次の各号の収集先から、その収集先に応じた収集方法により随時情報を収集する。

(1) 地域メディア

日々発信される各地域メディアに掲載された地域資源情報を、事務局が定期的に収集する。

(2) (仮称) 地域の魅力発信記者

(仮称) 地域の魅力発信記者は、地域資源情報に関する記事を専用用紙、メール、SNS (ハッシュタグ) 等で(仮称)三浦情報ステーションに投稿する。

(3) 市民活動グループ等団体が保有する地域資源情報

市民活動グループ等団体は、保有する地域資源情報を適切な手段で(仮称)三浦情報ステーションへ提供することができる。また、事務局は市内の市民活動グループ等団体へ調査、啓発等を行い保有する地域資源情報の把握に努める。

(地域資源情報記録保存事業)

第7条 事務局は収集した地域資源情報を、その地域資源情報を求める者がワンストップで利用できるよう、収集日、収集元、収集方法、名称、内容、関連する場所及び人物、分野、分類、発信の有無、発信方法等を整理したうえで保存記録する。

(地域資源情報発信事業)

第8条 事務局は、収集した地域資源情報を、別に定める三浦市民交流センター情報受発信ポリシーに基づき、定期的に最適な手段で発信する。

- (1) 三浦市民交流センター館内で掲出、閲覧等による発信
- (2) インターネットでの発信
- (3) 各種情報メディアでの発信

(地域資源情報活用事業)

第9条 事務局は地域資源情報を活用するため、市民活動グループ団体等と連携し地域資源を活用した以下に例示する体験プログラム等を実施・支援する。

ア 出前講座

収集された情報を基に(仮称)地域の魅力発信記者等が講師となって開催するセミナーや小中学校への出前講座を実施する。

イ 情報交流事業

三浦市民交流センター等を会場に地域資源情報に親しんでもらう機会として展示体験交流会を開催し、多世代との交流を促進する。

ウ 商品開発の試行

地域の食材や各家庭に伝わる郷土のレシピ等から、商品開発を試みる。また、実際にフィールドに出て、人文資源に触れ合う等地域を体験するツアー等を試行する。

((仮称)地域の魅力発信記者育成支援事業)

第10条 (仮称)地域の魅力発信記者育成支援のため、以下の事業を実施する。

(1) 手引書の作成

(仮称)地域の魅力発信記者が活動するに当たり、スムーズに活動できるよう専門家による地域資源に関する解説、実際に活動する団体の事例、大学生によるフィールドワークでの体験等を紹介し、新たに活動を始めるための予備知識や活動方法等が掲載された手引書を作成し配布する。

(2) 編集能力向上支援

(仮称)地域の魅力発信記者が投稿する地域資源情報をより魅力的なものとして編集する等、情報を加工する術を身に付け、豊かな表現を伴った情報集積の実現のため

め必要な講座等を開催する。

(3) 情報伝達コンテンツ作成支援

収集された情報を(仮称)地域の魅力発信記者等参加者により発信を行うためのスキルを身につける講座・ワークショップ等を開催する。壁新聞、フリーペーパー、SNS、プロモーションビデオ作成などを想定。

(4) 情報リテラシー向上支援

デジタル機器を利用した情報伝達が増加する状況の中、親和性が無い対象世代に触れるきっかけとなる投稿のデモンストレーションや、災害情報の入手などの多様なメリットを伝えスキルアップを促す講座等を開催する。

(5) 市民記者グループ結成等団体育成支援

事務局は必要に応じて(仮称)地域の魅力発信記者のグループ結成等団体育成を支援する。また、(仮称)三浦情報ステーションは初動の段階から市民サポーター等を呼びかけ参加を促す。

((仮称) みうら宣伝会議)

第 11 条 市民交流センターが主宰する、(仮称) みうら宣伝会議の開催のため、地域資源情報等を共有し、相互の事業効果を高めることに努める。

(三浦市市民活動促進ポイント事業との連携)

第 12 条 本事業は三浦市市民活動促進ポイント事業との連携を行うため、三浦市市民活動促進ポイント対象事業とし、事業の参加者に告知等を行い双方の事業の目的に資するよう相互に協力を行うものとする。

(個人情報)

第 13 条 本事業により得られた個人情報は、本事業の推進に関する以外には使用しない。

(事務局)

第 14 条 本事業の事務局は三浦市市民交流センター指定管理者とする。

(その他)

第 15 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は別に定める。